

グリーンインフラに関する国内外の動向

国土交通省 総合政策局 環境政策課
令和6年3月

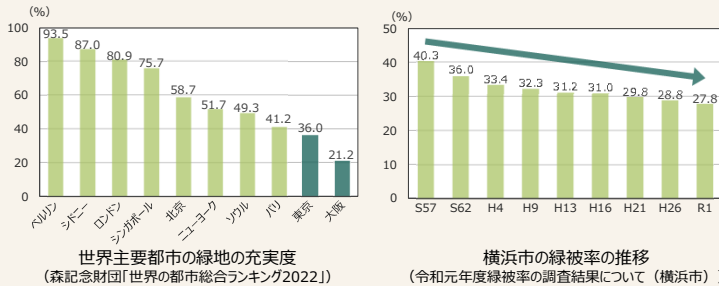
- 1. 国内の政策動向** ※第1回研究会（12/14）以降の進展状況（P.2）
- 2. ネイチャーポジティブ・グリーンインフラに関連した国際市場の展望**
（P.9）
- 3. 諸外国の政策動向**（P.13）

1. 国内の政策動向

※第1回研究会(12/14)以降の進展状況

背景・必要性

- 世界と比較して我が国の都市の緑地の充実度は低く、また減少傾向。



- 気候変動対応、生物多様性確保、幸福度 (Well-being) の向上等の課題解決に向けて、緑地が持つ機能に対する期待の高まり。
- ESG投資など、環境分野への民間投資の機運が拡大。

- 都市において緑のネットワークを含む質・量両面での緑地の確保に取り組む必要があるが、
 - ・地方公共団体において、財政的制約や緑地の整備・管理に係るノウハウ不足が課題。
 - ・民間においても、緑地確保の取組は収益を生み出しづらいという認識が一般的であり、取組が限定的。

- また、都市における脱炭素化を進めるためには、緑地の創出のほか、再生エネルギーの導入やエネルギーの効率的利用の取組を進めることも重要。

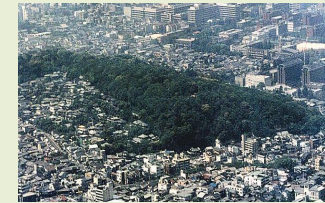
概要

1. 国主導による戦略的な都市緑地の確保

- ・緑地の保全等に関する国の基本方針の策定
- ・都市計画における緑地の位置付けの向上

2. 貴重な都市緑地の積極的な保全・更新

- ・緑地の機能維持増進事業について位置付け
- ・緑地の買入れを代行する国指定法人の創設

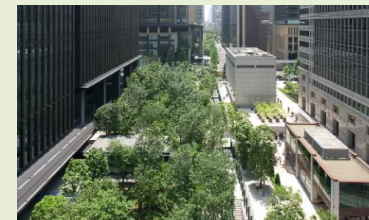


特別緑地保全地区の例 (京都市)

3. 緑と調和した都市環境整備への

民間投資の呼び込み

- ・民間事業者等による緑地確保の取組の認定制度の創設
- ・都市の脱炭素化に資する都市開発事業の認定制度の創設



都市再開発における緑地空間の創出の例 (千代田区 大手町)

【環境省】「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律案」 国土交通省 の閣議決定(令和6年3月)

「ネイチャーポジティブ（自然再興）」の実現に向け、企業等による地域における生物多様性の増進のための活動を促進するため、主務大臣による基本方針の策定、当該活動に係る計画の認定制度の創設と、認定を受けた活動に係る手続のワンストップ化・規制の特例等の措置等を講ずる。

■ 背景

- 令和4年12月に新たな世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択。我が国も生物多様性国家戦略を改定し、2030年までの「ネイチャーポジティブ」※¹の実現と、このために陸と海の30%以上を保全する「30by30」の目標を掲げた。この達成には、国立公園等の保護地域の拡張に加え、里地里山、企業緑地や都市の緑地等の身近な自然など、OECD※²の設定促進が必要。
- また、企業経営においても、TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）の流れもあいまって、生物の多様性や自然資本の重要性が高まっている。

※¹ 自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させる ※² 保護地域以外で生物の多様性の保全に資する地域

■ 主な措置事項

1. 地域における生物の多様性の増進※のための活動の促進 ※維持、回復又は創出

増進活動実施計画等の認定制度の創設

- ① **企業等**が、里地里山の保全、外来生物の防除、希少種の保護といった生物多様性の維持・回復・創出に資する「**増進活動実施計画**」を作成し、**主務大臣が認定**（企業等は情報開示等に活用）。
- ② **市町村**がとりまとめ役として地域の多様な主体と連携して行う活動を「**連携増進活動実施計画**」として主務大臣が認定。



- ①又は②の認定を受けた者は、その活動内容に応じて、自然公園法・自然環境保全法・種の保存法・鳥獣保護管理法・外来生物法・森林法・都市緑地法における**手続のワンストップ化・簡素化といった特例**を受けることができる。
- ②の認定を受けた市町村等は、土地所有者等と「**生物多様性維持協定**」を締結することができ、**長期安定的に活動が実施**できる。

2. その他

- (1) (独法)環境再生保全機構法の一部改正（認定関連業務の一部や情報提供等を機構が実施）
- (2) 生物多様性地域連携促進法の廃止

<施行期日> 公布の日から起算して、1年を超えない範囲で政令で定める日

豊かな生物の多様性の確保、ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現へ

【環境省】後期自然共生サイト63カ所が決定

- 環境省では、令和5年度より「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を「自然共生サイト」に認定する仕組みを開始。
- 令和6年2月27日、2回目の環境大臣認定を63カ所※にて行うことが決定。累計185箇所の認定となった。
※今回認定の63カ所で合計約0.8ha: 宍道湖とほぼ同じ大きさ

- 「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を保護地域内外問わず「自然共生サイト」に認定。
- 「自然共生サイト」に認定された区域のうち、保護地域との重複を除いた区域を「OECEM」として登録。



1. 境界・名称に関する基準
2. ガバナンスに関する基準
3. 生物多様性の価値に関する基準
4. 活動による保全効果に関する基準

「生物多様性の価値に関する基準」の具体的内容

以下のいずれかの価値を有すること	
場	(1) 公的機関等に生物多様性保全上の重要性が既に認められている場
	(2) 原生的な自然生態系が存する場
	(3) 里地里山といった二次的な自然環境に特徴的な生態系が存する場
	(4) 生態系サービスを提供する場であって、在来種を中心とした多様な動植物種からなる健全な生態系が存する場
種	(5) 伝統工芸や伝統行事といった地域の伝統文化のために活用されている自然資源の場
	(6) 希少な動植物種が生息生育している場又は生息生育している可能性が高い場
機能	(7) 分布が限定されている、特異な環境へ依存するなど、その生態に特殊性のある種が生息生育している場又は生息生育の可能性が高い場
	(8) 越冬、休息、繁殖、採餌、移動(渡り)など、動物の生活史にとって重要な場
	(9) 既存の保護地域又は認定区域に隣接する若しくはそれらを接続するなど、緩衝機能や連結性を高める機能を有する場

<自然共生サイトの例>



ネイチャーポジティブ経済移行戦略(仮称)とは



→ ネイチャーポジティブ経済(ネイチャーポジティブの実現に資する経済)への移行に向け、そのビジョンや道筋を明らかにするもの。

- ▶ ネイチャーポジティブとビジネスに関する国内外の状況を踏まえ、我が国としてのビジョンや戦略を示すことで、民間企業による生物多様性・自然資本の保全及び持続的利用に関する取組を促進するため、2023年度中に策定する。
- ▶ 関係省庁との緊密な連携の下で策定し、年度末に関係省庁の政務級の会議に報告予定。

生物多様性COP15にて採択された「昆明・モンリオール生物多様性枠組」で、**2030年ミッションとして「自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急行動をとる」**ことが掲げられた。

※2021年6月のG7で合意された「**自然再興(ネイチャーポジティブ)**」と同じ趣旨の概念。

2023年~

自然共生サイトの取組促進を図る

2024年~

ネイチャーポジティブ経済移行戦略(仮称、2023FY策定)の実行

2050年

2050年ビジョン
自然と共生する世界

2030年ミッション

自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め、反転させるための緊急の行動をとる

【参考】生物多様性国家戦略2023-2030 (令和5年3月31日閣議決定) (抄)

3-1-2 ネイチャーポジティブ経済研究会

[重点] 2022年3月に立ち上げたネイチャーポジティブ経済研究会を通じて、ネイチャーポジティブとビジネスに関する国際及び国内の状況分析及びそれらを踏まえた我が国としてのビジョンや戦略の策定を行い、民間企業による生物多様性・自然資本の保全及び持続的利用に関する取組を促進する。【環境省】

(目標) **2023年度内にネイチャーポジティブ経済の実現に向けたビジョン及び道筋を示したネイチャーポジティブ経済移行戦略(仮称)を策定する。**

ネイチャーポジティブ経済への移行によるビジネス機会(推計)

- ▶ 世界経済フォーラム（2020）をベースとした推計では、日本においてネイチャーポジティブ経済への移行により生まれるビジネス機会の規模は、**2030年時点で約47兆円と推計**。
- ▶ うち、**4分の3以上がカーボンニュートラル（CN）や循環経済（CE）と強く関連**。

日本における2030年ネイチャーポジティブビジネス機会金額推計 (カーボンニュートラル・サーキュラーエコノミーとの関連性)

※ 世界経済フォーラム(2020年)によるグローバルレベルの推計値を元に、各機会項目について算定式とパラメータを参照し、日本のデータを個別に適用して環境省にて試算

NPへの移行が追加的に(同時に) CN化・CEへの移行に強く関連：約0.2兆円 (約0.4%)

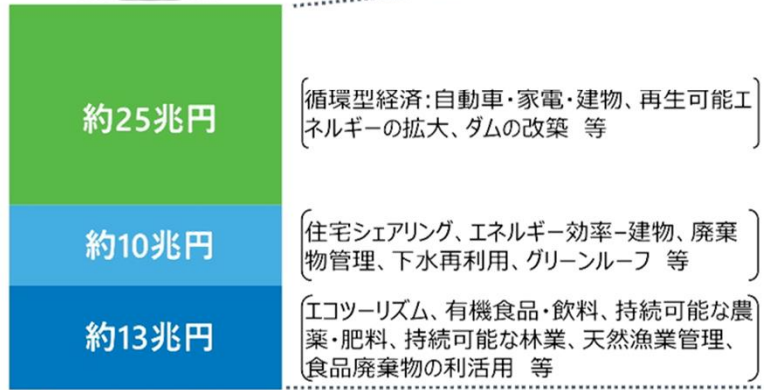
例：消費段階での食品廃棄物の削減

NPへの移行が追加的に(同時に) CEへの移行に強く関連
例：鉄鋼使用の効率化

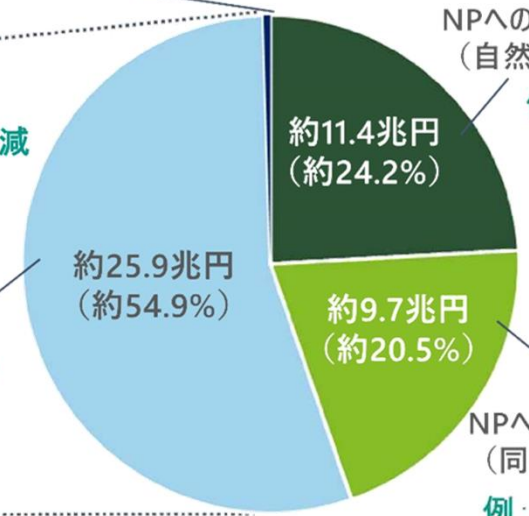
NPへの移行(自然資本)中心
例：化学農薬・化学肥料の低減による生態系への影響低減

NPへの移行が追加的に(同時に) CN化に強く関連
例：沿岸湿地回復によるレジリエンス構築

約47兆円
対グローバル比:3.4%



- エネルギー・採掘活動
- インフラ・建設環境システム
- 食料・土地・海洋の利用



※1ドル = 136.0 円換算

出所：世界経済フォーラム（2020）“New Nature Economy Report II：The Future Of Nature And Business”、AlphaBeta（2020）“METHODOLOGICAL NOTE TO THE NEW NATURE ECONOMY REPORT II: THE FUTURE OF NATURE AND BUSINESS”、Eora26（2015）、内閣府（2021）「国民経済計算（GDP統計）：年次GDP実績」、内閣府（2022）「令和4年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度（閣議決定）概要」を用いて事務局推計

グリーンインフラ産業展2024(令和6年2月20日～22日)

ステージプログラム 会場：メインステージ(西2ホール内) 定員：300名 聴講無料

*開催情報は2023年12月18日時点のものです。内容は予告なく変更する場合がございますので、あらかじめご了承ください。最新情報は各展Webサイトでご確認ください。

2月20日(火)

2/20(火) 10:30～12:10 グリーンインフラシンポジウム M-01

グリーンインフラ官民連携プラットフォーム 第5回シンポジウム 開会挨拶

グリーンインフラ官民連携プラットフォーム会長
経団連自然保護協議会 会長 西澤 敬二氏



10:30～11:10

第4回グリーンインフラ大賞表彰式

国土交通大臣賞・特別賞の表彰および受賞事例を
発表いただきます。

11:20～12:10

パネルディスカッション

Well-being、ネイチャーポジティブ、資金調達などグリーン
インフラの取組で重要なキーワードを軸に様々な業界の
有識者をお招きしディスカッションいただきます。

2/20(火) 13:00～13:50 グリーンインフラシンポジウム M-02 建コン 都市学

未来の子供達のために。

歌舞伎俳優/NPO法人 Earth&Human 代表理事 市川 豊十郎氏
MC：フリーアナウンサー 中井 美穂氏



Earth&Humanの代表理事である市川豊十郎氏に、未来の子供達のためにむけた今後の活動方針や自然の
機能を活用するグリーンインフラへの期待などについてお話しいただきます。

2/20(火) 14:10～15:00 グリーンインフラシンポジウム M-03 建コン 都市学

グリーンインフラのある未来のまちづくり

モデル・タレント 関瀬 蓮花氏 他



グリーンインフラを活用した未来のまちについて、有識者を交えてディスカッションを行います。グリーンインフラ
に関する知識の有無にかかわらず、参加いただける内容です。

2月22日(木)

2/22(木) 15:00～16:00 グリーンインフラシンポジウム M-09 建コン 都市学

GREEN×EXPO 2027と今後のグリーンインフラの展望(仮)

2027年国際園芸博覧会は、気候変動や生物多様性の損失といった地球規模の課題に対し、「みどり」と共に生
きていく我が国の姿勢を世界に発信する重要な機会です。博覧会の開催に向け、GREEN×EXPO 2027の魅力や
開催を通じて目指す「明日の風景」の姿をご紹介します。



閉会挨拶

グリーンインフラ官民連携プラットフォーム会長代理
涌井 史郎氏



開催概要

開催時期：2024年2月20日(火)～2月22日(木)

開催会場：東京ビッグサイト 西1・2ホール

主催：日刊工業新聞社 共催：グリーンインフラ官民連携プラットフォーム

後援：国土交通省、農林水産省、環境省、経済産業省、金融庁

協力：公益社団法人2027年国際園芸博覧会

備考：4展同時開催(グリーンインフラ・宇宙・防災・スマートファクトリー)

3日間累計入場者数：20,436人(前回：17,795人)

出展者数：82社・団体(前回：46社・団体)



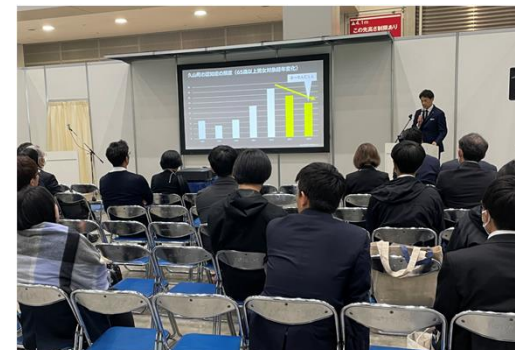
グリーンインフラ官民連携プラットフォーム
西澤会長 御挨拶



第4回グリーンインフラ大賞表彰式



出展ブースの様子

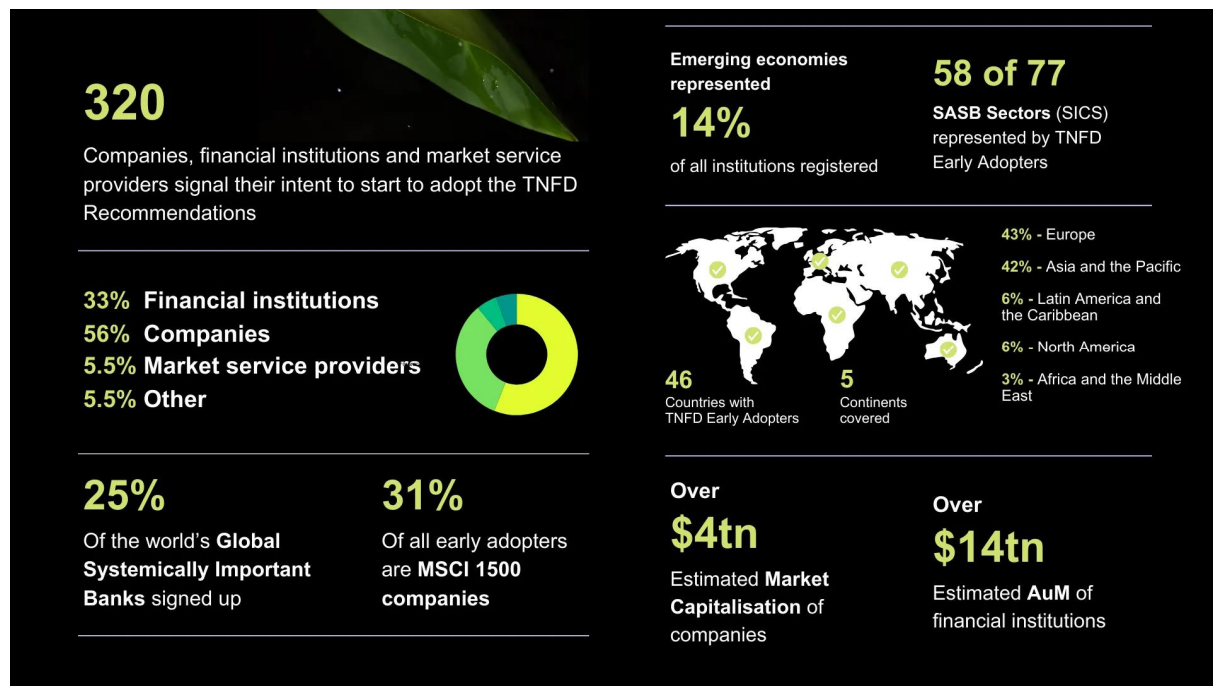


セミナーの様子

2. ネイチャーポジティブ・グリーンインフラに 関連した国際市場の動向

- 世界経済フォーラム年次総会2024(通称:ダボス会議)において、TNFD開示提言のアーリーアダプター(早期採用者) 320社のうち日本企業は80社を占め、国別では世界最多、地域別ではアジアが欧州に次ぐ登録数となった。
- 早期採用者となった企業のうち57社が2024年度、23社が2025年度に財務諸表等に沿ったTNFD統合開示を予定。

TNFD Early Adopterの内訳



◆ 2024年度までの開示を表明した日本企業 (57社) ※赤字は建設・インフラセクター関連

味の素、ANAホールディングス、アサヒグループホールディングス、アスクル、アセットマネジメントOne、ベネッセホールディングス、コカ・コーラ ボトラーズ、ジャパンホールディングス、第一生命ホールディングス、大和証券グループ本社、日立造船、日本航空、かんぽ生命保険、KDDI、キリンホールディングス、コニカミノルタ、九州フィナンシャルグループ、ローソン、LIXIL、LINEヤフー、明治ホールディングス、明治安田生命保険、三菱UFJフィナンシャル・グループ、商船三井、みずほフィナンシャルグループ、森永乳業、MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス、NEC、日本生命保険、日本郵船、野村アセットマネジメント、野村総合研究所、NTTデータグループ、王子ホールディングス、りそなアセットマネジメント、リゾートトラスト、サッポロホールディングス、積水化学工業、**積水ハウス**、**清水建設**、しずおかフィナンシャルグループ、SOMPOホールディングス、ソニーグループ、住友化学、住友商事、**住友林業**、住友生命保険、三井住友フィナンシャルグループ、住友ゴム工業、**大成建設**、**竹中工務店**、農林中央金庫、東京海上ホールディングス、**東急不動産ホールディングス**、東レ、ツムラ、ヤマハ、ヤマハ発動機

◆ 2025年度の開示を表明した日本企業 (23社)

ブリヂストン、大和アセットマネジメント、富士古河E&C、富士通、日本トムソン、**建設環境研究所**、コーセー、九州電力、丸紅、日本ガイシ、ニッセイアセットマネジメント、日清食品ホールディングス、ニッスイ、日本特殊陶業、**大林組**、ソフトバンク、三井住友DSアセットマネジメント、三井住友トラスト・アセットマネジメント、サントリー食品インターナショナル、武田薬品工業、山陰合同銀行、滋賀銀行、TOPPANホールディングス

(出所) TNFD事務局公表資料「TNFD Early Adopters」: <https://tnfd.global/engage/inaugural-tnfd-early-adopters/>

TNFD日本協議会による報道発表

TNFD Taskforce on Nature-related Financial Disclosures

2024年2月8日

TNFDコンサルティンググループ・ジャパン事務局 (MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス、農林中央金庫、経団連自然保護協議会)

日本企業80社が自然関連財務情報開示に取り組む “TNFD Early Adopter” として登録

日本におけるTNFD¹⁾の理解増進を担う組織である「TNFDコンサルティンググループ・ジャパン(通称:TNFD日本協議会²⁾)は、1月16日に開催された世界経済フォーラム年次総会2024(通称:ダボス会議)において、自然関連財務情報開示枠組である「TNFD開示提言(Recommendations of the Taskforce on Nature-related Financial Disclosures)」の採用企業として、日本企業80社が公表されたことをお知らせします。

「TNFD Early Adopter」は、2023年9月に公表された自然関連財務情報開示枠組である「TNFD開示提言」を採用し、2024年1月10日までにそれを宣言した企業です。今回、世界320社の早期採用企業のうち日本企業が80社を占め、国別では世界最多となりました。

2月5日にはTNFD開示提言の日本語版が開示され、さらなる広がりが期待されています。TNFD日本協議会では、今後も企業・団体におけるネイチャーポジティブへの取り組みを支援していきます。

※1: Taskforce on Nature-related Financial Disclosures (自然関連財務情報開示タスクフォース)
 ※2: 日本国内におけるTNFDの理解増進を目的とした協議グループで、MS&ADホールディングス、農林中央金庫、経団連自然保護協議会が事務局を担っています。日本企業はTNFDフォーラムメンバーに登録することで、TNFD日本協議会に参加することができます。

1. TNFD Early Adopter について

2023年9月に公表された自然関連財務情報開示枠組である「TNFD開示提言」を採用し、2024年度または2025年度の取組成果を、開示提言に沿った最初の報告とすることを登録・宣言した企業のことです。これらの企業は、自社の事業活動の自然への依存とインパクトを把握し、これによる自社の事業のリスクや機会の評価を踏まえて、自然の保全・回復に取り組む姿勢を明確にした企業といえます。

【TNFD Early Adopterの一覧はこちら】
https://tnfd.global/engage/inaugural-tnfd-early-adopters/?sfm_adoption_year=2024-2025&sfm_hq-country=Japan

【国別登録企業数】		
No.	国・地域	企業数
1	日本	80社
2	英国	46社
3	フランス	19社
4	アメリカ	14社
4	台湾	14社

Adopterの登録は、TNFD公式ウェブサイトで随時受け付けています。今後、登録企業リストは毎月末に更新され、ダボス会議以降の Adopter は、今年10月に開催予定のCBD-COP16(生物多様性条約第16回締約国会議)で発表される予定です。

2. TNFD開示提言の日本語版の公表について

TNFD開示提言の日本語版が2月5日にリリースされました。TNFD公式ウェブサイト(<https://tnfd.global/>)からご確認いただけます。

自然と共生するための企業戦略やリスク管理、機会の創出は、すべての企業の持続的な成長に向けて重要な要素です。日本語版のリソースが、多くの企業にとって、ビジネスと自然関連課題に対する関心をもっていただく契機となることを期待しています。

以上

(出所) TNFDコンサルティンググループ・ジャパン事務局報道発表:
https://www.ms-ad-hd.com/ja/news/irnews/irnews-20240208/main/00/link/20240208_TNFD%20Early%20Adopter.pdf

2. 諸外国における政策動向

- EUや欧米諸国では、NbS（グリーンインフラ）の整備における資金ギャップを埋めるために国家資金の投入や民間による取組の義務化といった政策を打ち出し、民間資金の投資を誘導している。

米国

気候変動対策としてのNbSへの大規模な投資

<ロードマップの位置付け・内容>

- ✓ ホワイトハウスは2022年11月9日、気候変動対策としてNbSの拡大を目指す戦略NbSロードマップを公表した。
- ✓ 政策の更新や資金の確保などの推奨行動を定めた
- ✓ インフラ投資・雇用法とインフレ抑制法の下、NbSに投資を行っている。
- ✓ 例えば、吸収源対策に取り組む農家・牧場主・森林所有者に200億ドル（約2兆円）の資金援助を行っている。

<ロードマップの5つの戦略分野>

1. 政策のアップデート
2. 資金拡大
3. 政府施設・資産による先導
4. 雇用者の訓練
5. 研究・イノベーション・知識・順応的学習の優先

EU

自然資本融資制度

<制度の実施主体>

- ・欧州委員会
- ・欧州投資銀行

<制度の概要>

- ✓ 欧州委員会と欧州投資銀行は、土地、土壌、林業、農業に関連する課題解決の手段としてNbSを用いるプロジェクトに資金援助を行う「自然資本融資制度」を運用している。
- ✓ 同制度は、EUが環境・気候変動対策に資金提供を行う「LIFEプログラム」の資金を活用している。

英国

開発事業における生物多様性ネットゲインの義務化

<制度の概要>

- ✓ 英国政府は、2024年2月よりほぼすべての開発事業における生物多様性10%ネットゲインを義務化した。
- ✓ 同政策において、オンサイトおよびオフサイトでの自力でのネットゲインが求められ、達成が困難な場合には、同地域で取り組まれている生物多様性保全の取組をクレジットとして購入することが求められる。

- 米国においては、ホワイトハウスがNbSの活用に向けたロードマップを策定しており、政府主導によるNbSの推進に取り組む姿勢を示している。
- インフラ投資・雇用法及びインフレ抑制法の予算を活用し、**気候変動緩和策・適応策に貢献し得るNbS等への投資**が進められている。

- 米国政府は、NbSの活用により気候変動、自然の喪失、不平等の解決を目指すためのロードマップを公表した。同ロードマップにおいて、NbSはグリーンインフラも含む包括的な概念として位置付けたうえで、政府主導によるNbSの推進に取り組む指針を示している。(※1)
- 米国政府は、**インフラ投資・雇用法およびインフレ抑制法によってNbSへの投資を開始**している。例えば、気候変動適応等を目的とした生態系回復のための雇用の創出に対して20億ドルの支出を行う生態系回復プログラム等を実施している。(※2)。

NbS推進における推奨事項(※1)

1. 政策のアップデート
2. 資金拡大
3. 政府施設・資産による先導
4. 雇用者の訓練
5. 研究・イノベーション・知識・順応的学習の優先

生態系回復プログラムのゴール(※2)



Address climate change impacts including wildfire, drought and coastal flooding



Restore healthy lands and waters including rivers, wetlands, grasslands, islands and cultural resources



Enhance communities' quality of life by improving outdoor spaces and addressing legacy pollution

※1: The White House (2022) OPPORTUNITIES TO ACCELERATE NATURE-BASED SOLUTIONS: A ROADMAP FOR CLIMATE PROGRESS, THRIVING NATURE, EQUITY, & PROSPERITY

<https://www.whitehouse.gov/wp-content/uploads/2022/11/Nature-Based-Solutions-Roadmap.pdf>

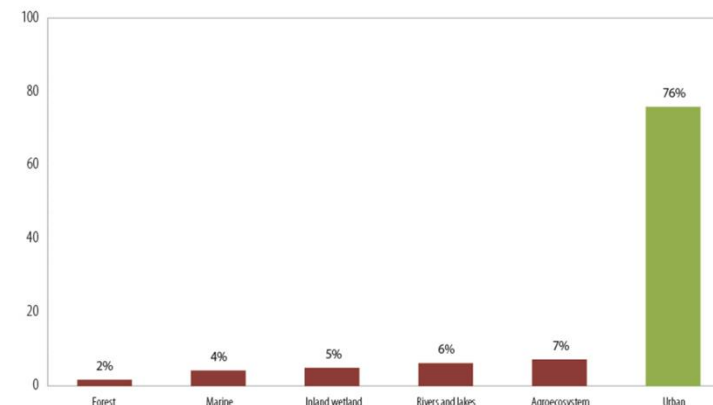
※2: U.S. Fish & Wildlife Services, Ecosystem Restoration Program

<https://www.fws.gov/program/ecosystem-restoration#:~:text=Ecosystem%20Restoration%20is%20a%20significant,and%20conserve%20at%20risk%20species.>

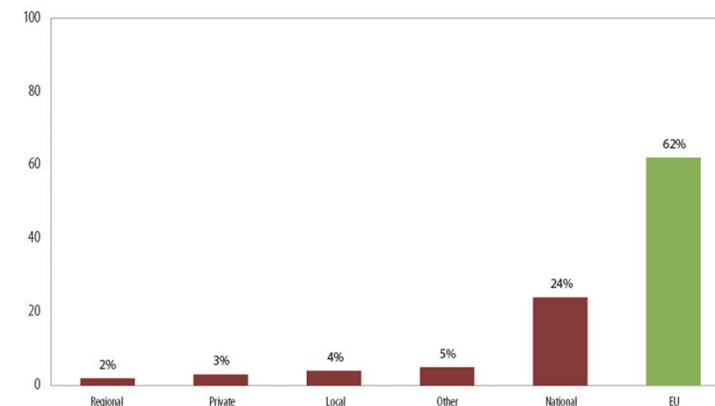
- EUでは、グリーンインフラを含む自然を活用した解決策(NbS)が、「欧州グリーン・ディール」の達成において鍵となるとの観点で、事例の収集や資金調達手法の検討・試行に取り組んでいる。
- 欧州投資銀行(EIB)は、**NbSの取組に対する融資を試行**し、民間資金の投入の促進に向けた環境整備を進めている。

- 欧州委員会は、自然を活用した解決策(Nature-based Solutions: NbS)が「欧州グリーン・ディール」や下部戦略である「EU生物多様性戦略2030」の達成において鍵となるとの認識から、NbSの事例収集や資金調達手法に関する実践・研究・発信を行うプロジェクトを実施している(※1,2)。
- 同プロジェクトにおいて、欧州投資銀行(EIB)は、**NbSの取組に対して融資するパイロットテスト(Natural Capital Financing pilot programme)を実施**し、公的資金に加えて民間資金も呼び込むための方法について検討を進めている。(※3)
- EIBは、既存のデータベースからNbSプロジェクトについて情報を収集・分析を実施し、プロジェクトの約7割は都市における取組であり、半数以上のプロジェクトが公共資金を活用しているとの結果を示した。(※3)

欧州における生態系タイプ別のNbS事例の数(※3)



欧州におけるNbS事例の資金源(※3)



Note: Only 16% of the 764 projects disclosed information on their predominant investor (defined as providing over 50% of total project costs).

※1: 欧州委員会が2021年～2027年の間で合計955億ユーロの資金提供を行う研究・イノベーションプログラム“Horizon Europe”

<https://op.europa.eu/en/publication-detail/-/publication/1f107d76-acbe-11eb-9767-01aa75ed71a1>

※2: 欧州委員会 Nature-based solutions research policy

https://research-and-innovation.ec.europa.eu/research-area/environment/nature-based-solutions/research-policy_en

※3: 欧州投資銀行(2023) Investing in nature-based solutions

<https://www.eib.org/en/publications/20230095-investing-in-nature-based-solutions>

- 英国は、COP26において、国際的なNbSの取組に対する積極的な投資姿勢を表明した。
- **開発事業における生物多様性10%ネットゲインの達成が義務化**され、NbSの取組がもたらす多様な便益の視覚化ツールや、グリーンインフラとしての最適な設計をサポートするツール等を提供している。

- 英国は、第26回気候変動枠組条約締約国会議（COP26）において、**5年間で最低30億ポンドの国際気候基金を自然及びNbSへ投資することを表明した**(※1)。
- 2024年2月12日より、英国政府は、**開発事業に対して10%の生物多様性ネットゲインの達成を義務化**した(※2)。
- 同制度の達成をサポートするツールとして、ナチュラルイングランドは、2021年に自然がもたらす便益の評価ツール(※3)を公表し、2023年2月にはグリーン・インフラストラクチャー・フレームワーク(※4)を公表した。

※1:IGES (2021)COP26と自然を活用した解決策
https://www.iges.or.jp/publication_documents/pub/briefing/jp/11740/COP26_NbS_BN_211026_rev1_fin.pdf
 ※2:英国政府 Biodiversity Net Gain
<https://www.gov.uk/government/collections/biodiversity-net-gain>
 ※3: The Environmental Benefits from Nature Tool - Beta Test Version
<https://publications.naturalengland.org.uk/publication/6414097026646016>
 ※4: Natural England (2023) Green Infrastructure Framework
<https://designatedsites.naturalengland.org.uk/GreenInfrastructure/Home.aspx>

自然がもたらす便益の評価ツールのアウトプットイメージ

Potential impacts of on-site and off-site habitat change at three time points (not cumulative): Whole area

Select area of interest:	1 year	10 year	30 year	Confidence	Interpretation
Whole area					
Food production	↓	↓	↓	○	The results 30 years after development indicate a large decrease in the potential for food production.
Wood production	→	→	→	○	
Fish production	→	→	→	○	
Water supply	↓	↓	↓	○	The results 30 years after development indicate a decrease in the ecosystem service of water supply, if
Flood regulation	→	→	→	○	
Erosion protection	→	→	→	○	
Water quality regulation	→	→	→	○	
Carbon storage	→	→	→	○	
Air quality regulation	→	→	→	○	
Cooling and shading	→	→	→	○	
Noise reduction	→	→	→	○	
Pollination	→	→	→	○	
Pest control	→	→	→	○	
Recreation	↑	↑	↑	○	
Aesthetic value	→	→	→	○	
Education	→	→	→	○	
Interaction with nature	→	→	→	○	
Sense of place	→	→	→	○	

グリーン・インフラストラクチャー・フレームワークにおける15の原則

